

葛飾区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月22日

葛飾区長

葛飾区条例第28号

葛飾区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

葛飾区河川流水占用料等徴収条例（平成12年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表1の部工業用等（発電用を除く。）の項中「6,477円」を「6,833円」に改め、同表2の部第1種の項中「2,485円」を「2,613円」に改め、同部第2種の項中「1,242円」を「1,306円」に改め、同部第3種の項から第5種の項までの規定中「4,143円」を「4,355円」に改め、同部第6種の項中「2,071円」を「2,177円」に改め、同部第7種の項中「6,214円」を「6,533円」に改め、同部第8種の項中「4,143円」を「4,355円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る占用について適用し、同日前の申請に係る占用については、なお従前の例による。